

## 1 利用状況報告の義務化（利用規約3の(4)）

※利用規約抜粋

(4) 対象団体が17に示す報告を行わない、虚偽の報告をするなど、報告に関する不適切な行為が明らかになった場合、次の対応を行う。

- ① 一定期間（6か月）、本サービスを停止すること。利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、本サービスの利用解除をすること。
- ② 虚偽の内容を報告する等の悪質性が高いと判断される場合は、利用解除をすること。

## 2 求職情報のオンライン提供との関係（利用規約3の(5)）

※利用規約抜粋

(5) 求職情報のオンライン提供において提供を停止された場合、求人情報のオンライン提供も利用停止となる。

## 3 利用状況報告の報告回数の変更と報告事項の追加（利用規約17）

※利用規約抜粋

### (1) 採用決定数等の報告

対象団体は、オンライン提供された求人情報をもとに採用が決定した人数等を、四半期ごとに（各四半期の最終月の翌月20日までに）都道府県労働局に遅滞なく報告すること。

なお、有料職業紹介事業者については、オンライン提供により採用した人数の手数料の合計額も記入することに留意すること。